

平成 28 年 9 月

投資主の皆様へ

インヴィンシブル投資法人

第 26 期利益超過分配金に関するご説明

インヴィンシブル投資法人は、平成 28 年 8 月 23 日開催の役員会において、第 26 期（平成 28 年 6 月期）の通常の「利益分配金」としての 1 口当たり 1,125 円に加えて、「一時差異等調整引当額」として 1 口当たり 61 円をお支払いすることを決議し、平成 28 年 9 月 27 日より 1 口当たり合計 1,186 円の分配金のお支払いを開始させていただきます。

今回の分配金のうち、「一時差異等調整引当額」は「利益超過分配」に該当しますが、税務上の「資本の払戻し」に該当するものではなく、あくまで「利益分配金」と同じ配当所得の取扱いとなりますので、1 口当たり「利益分配金」1,125 円と 1 口当たり「一時差異等調整引当額」61 円を合計した 1,186 円全額が源泉徴収の対象となり、投資口の譲渡損益は発生いたしません。

ご不明の点につきましては、下記「2. 本件に関するご照会先」にご確認くださいようお願い申し上げます。

記

- 今回の一時差異等調整引当額の分配金の所得区分について（所得税法第 24 条等）
 - 一時差異等調整引当額の分配金は、次の 2 種類の性格を有する利益超過分配金であり、投資法人の所得計算上は利益分配金と合算して損金算入されます（今回の一時差異等調整引当額は②の目的によるものです）。
 - 所得超過税会不一致（投資法人の税務上の所得が会計上の利益より多い場合のその超過額をいいます。）に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの
 - 純資産控除項目（主に繰延ヘッジ損益のマイナス）による配当制限に起因する法人税課税を回避する目的で行うもの
 - 投資主の税務上は一時差異等調整引当額の分配金を利益分配金と区分せず合算して配当所得として扱うこととなります（投資口の譲渡損益は発生しません）。
 - 分配金に係る源泉徴収につきましても利益分配金との合算額に基づき行っております。

2. 本件に関するご照会先

(1) この説明書についての一般的なご照会

投資主名簿等管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：9 時～17 時（土・日・祝祭日を除く）

(2) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

以上